

40ha 土地利用案について

市からのお知らせです

2011年(平成23年)2月27日

逗子市経営企画部基地対策課

約40haの土地利用案を国へ提示しました

2月10日に、防衛省南関東防衛局長へ約40ヘクタールの土地利用案を示し、早期に共同使用の申請に向けた日米間の協議を進めるよう要請しました。

市が提示した土地利用案は、去年の10月に市職員によるプロジェクトチームを設置して、現状を極力活かした公園として検討したもので、共同使用申請のための案となります。今後、米側からも共同使用にあたっての要件が出され、双方の考えをまとめる協議を行い、協議が整えば防衛省に対して申請を行うこととなります。

申請後に、日米合同委員会において、公園としての共同使用が合意されれば、合意における米側からの要件を踏まえた上で、改めて、市民の皆様から意見をお聞きします。

共同使用を行う土地はほとんどが国有財産となっていますので、共同使用では土地の使用料を国へ支払うことが基本となっていますが、市では、使用料の負担がないよう防衛省へ要請しています。従って、申請後の手続きの中で財務省との協議を行い、無償の使用となるよう交渉してまいります。

今後、土地利用についての米側との協議、使用料についての財務省との協議は、厳しい交渉になると思われますが、市としては、極力負担がないようまた、市民の皆様が安心して運動施設やキャンプ場などが利用できるよう粘り強く国及び米側との協議を進めていきます。

逗子市長 平井 竜一

公園としての土地利用案

①運動施設

既存の施設を維持管理し市民の利用を進める。米軍家族も利用することから、管理、使用方法等について米側との調整が必要です。

②池子遺跡群資料館

2階と3階を埋蔵文化財の展示及び収蔵施設として市が使用しています。現在は1階を米軍が使用していますが、共同使用では、公園の管理事務所としての使用を考えています。

③公共施設

以前、蘆花記念公園にあった野外活動センターのような施設を考えています。

④子ども遊び広場（プレイパーク）

自然の中で、子どもたちが遊びをとおして、自主性やコミュニケーション、判断力などを養う空間とする。

⑤ドッグラン

市内で不足しているペットの遊び場として活用します。

⑥～⑩キャンプ場

広さ20～30m四方の小さな谷を利用した芝地のテントサイトが5か所あります。最も広いサイトは、奥行きが100m程度で、他の用途も考えられ、有効な利用の検討も必要と思われます。

⑦広場

芝生の中に樹木が散在する谷の平坦地となっています。谷は南が開け明るく、散策や憩いの場として最適場所となっています。

⑫遊歩道

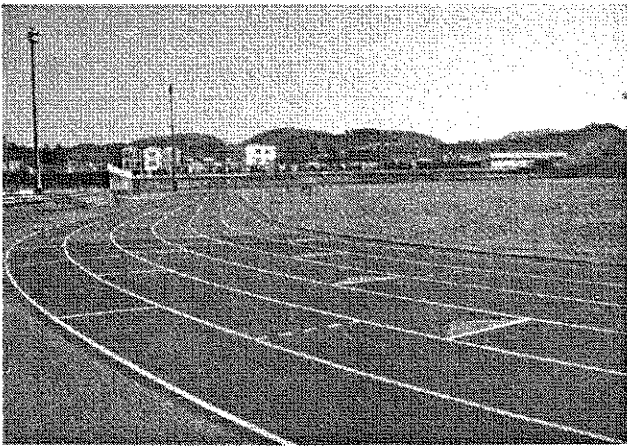
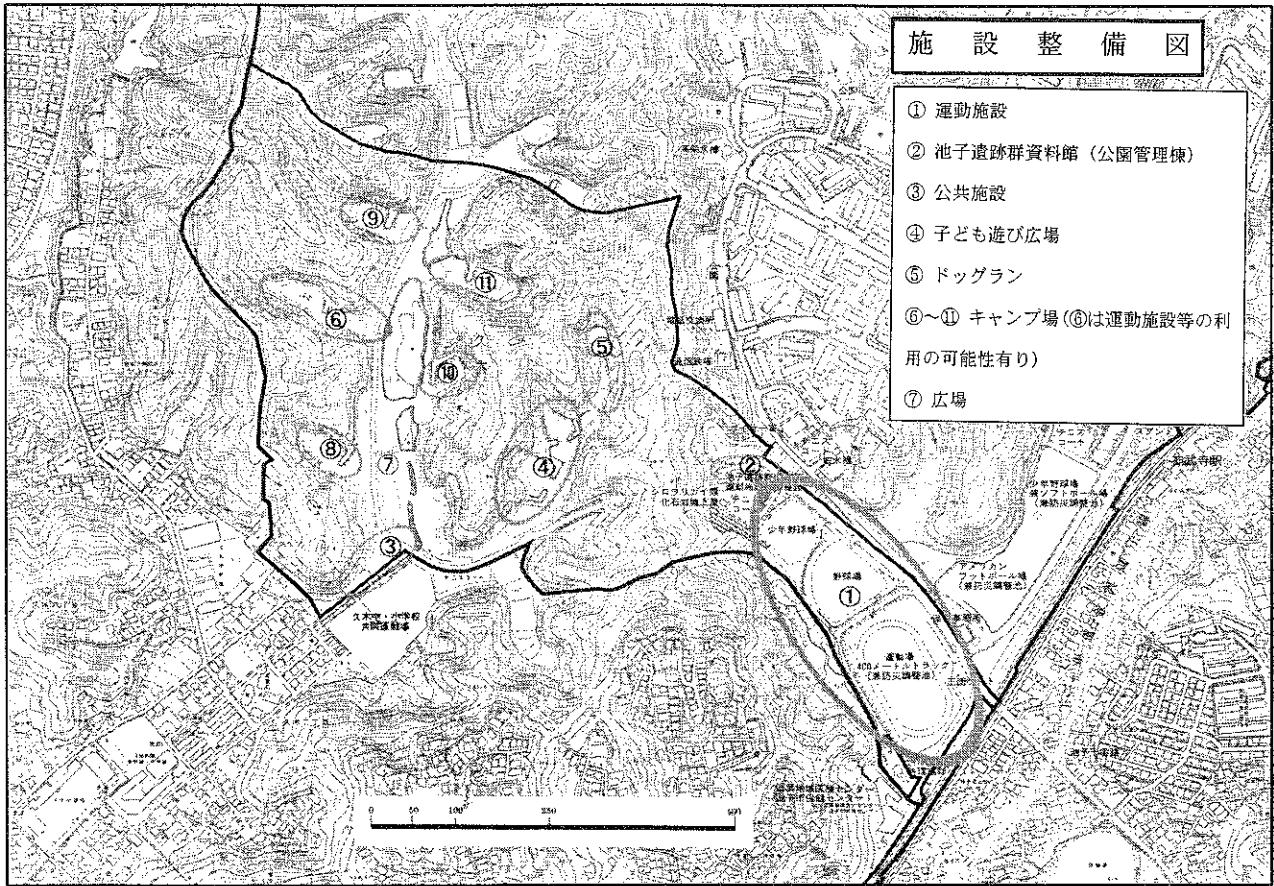
丘陵地の尾根伝いに遊歩道が整備されています。一部は木道となっています。

⑬樹林地

大きな面積を占める斜面地には、長い間人の手が入らなかった、コナラなどの雑木林となっていて、いわゆる「池子の森」が広がっています。逗子市にとって貴重な緑地であり、自然観察や、散策に最適な森となっています。

⑭水域

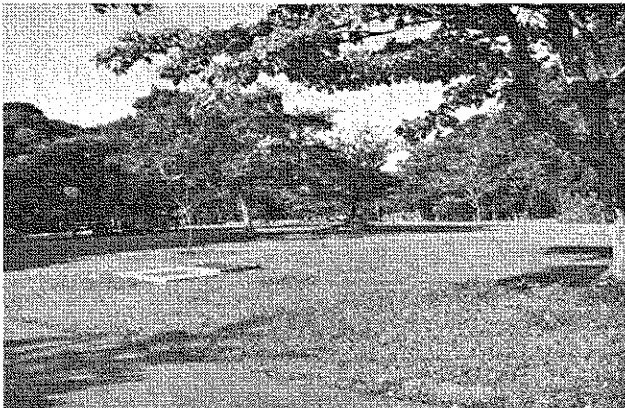
広場にある池は、接收前は溜池として利用していたと思われます。現在は芝生の広場と相まって、良好な景観をつくっています。



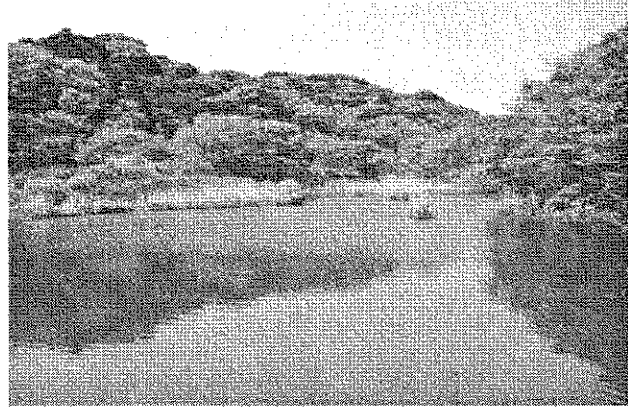
400メートルトラック兼防災調整池



池子遺跡群資料館



久木地区 谷部の広場



久木地区 谷部の池

共同使用とは

日米地位協定第2条第4項(a)では、米軍が施設・区域を一時的に使用していないときは、日米合同委員会において合意がされた場合に限り、日本国政府みずから又は日本国民が使用することができるとの規定があり、その規定で、共同使用の許可を受けようとする者は、防衛省の機関である地方防衛局の長に対して、使用目的などを示して申請を行うこととなっています。

池子住宅地区での共同使用では、逗子市が公園としての利用目的を示して、南関東防衛局長に申請をすることになります。米側からも、共同使用にあたっての要件が出されてきますので、日米間の協議を行い、整えば日米合同委員会で合意がされます。従いまして、今後の協議如何により、今回、国へ提示した土地利用案の修正もあり得ます。

現在共同使用が行われている土地

現在、逗子市内で行われている共同使用は、次の2件になっており、2件とも日米地位協定第2条4項aにより、米軍への提供地を一時使用する許可を得て行っています。運動場への連絡通路は、通路敷地としての共同使用のため土地の使用料を国へ支払っています。医療保健センターへの進入路は道路として認定されているので、無償となっています。なお、共同使用は単年度ごとに申請を行い、毎年更新を行っています。

○久木中・小学校共同運動場への連絡通路

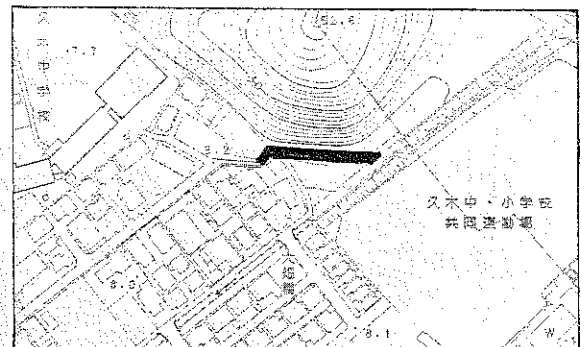
面積 199.64㎡

(194.89㎡ 通路 国有財産)

(4.75㎡ 通路 民有地)

合意 1996年(平成8年)3月

有償(年間合計約30万円)



○逗葉地域医療保健センターへの進入路

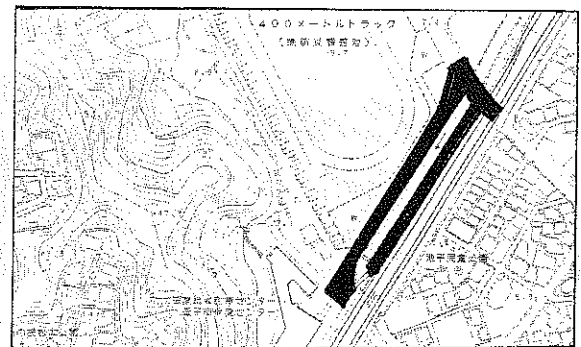
面積 2,702.66㎡ (国有財産)

(1,874.64㎡ 進入路・ライフライン)

(828.02㎡ 歩行者用進入路)

合意 2001年(平成13年)3月

無償



逗子市経営企画部基地対策課 249-8686 逗子市逗子5-2-16
TEL 046-873-1111 (内線331) FAX 046-873-4520
kichi@city.zushi.kanagawa.jp